**福山市深津シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）**

**生活援助員派遣業務仕様書**

第１　業務名称

　　福山市深津シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）生活援助員派遣業務

第２　目　　的

高齢者世話付住宅（以下「シルバーハウジング」という。）に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、サービスを提供することによって、入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援することを目的とする。

第３　業務場所

別表１のとおり

第４　業務期間

　　２０２４年（令和６年）４月１日（月）から

２０２５年（令和７年）３月３１日（月）まで

第５　業務内容

　１　援助員の派遣

　　(1)　派遣人数

　　　受注者は生活援助員２名を派遣するものとする。

(2)　サービス内容

生活援助員は別表１に居住する入居者に次に掲げるサービスを提供する。

ア　生活指導・生活相談

　　　　　入居者の心配事や健康等の生活全般にわたる相談を行う。

イ　入居者の安否確認

必要な安否確認を行う。

ウ　緊急時の対応

　　　　　入居者から急病、火災、盗難等の緊急通報を受けた場合、速やかに対応する。

エ　関係機関等との連絡

　　　　　入居者が心身の状況に合わせた適切な福祉サービスが受けられるよう親族や関係機関との連絡調整や協力要請等を行う。

オ　一時的に必要な援助

　　　　　入居者が病気等により援助が必要なときは一時的な家事援助を行う。

カ　入居者同士の交流促進

　　　　　団らん室を活用した入居者同士の交流行事等を企画、実施する。

キ　シルバーハウジング及び付帯施設の管理及び活用

生活援助員は、シルバーハウジング及び生活相談室等について、維

持管理上の問題点があった場合は、市へ連絡するものとする。

また、入居者のコミュニティ形成や生きがいづくりの活動の場とし

て、団らん室の活用を図るものとする。

ク　その他市長が必要と認めたもの

(3)　生活援助員の勤務形態

ア　勤務場所

　　　　　生活援助員はシルバーハウジング内の生活相談室に勤務する。

イ　勤務日

　　　　　勤務日は、月曜日から金曜日までとする（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日を除く。）。

ウ　勤務時間

　　　　生活援助員の勤務時間は、午前９時から午後４時までの間の実働６時間とする。

エ　代替職員

　　　　　生活援助員が年休等を取得して不在となるときは、受注者は代替職員を派遣する等、業務に支障をきたさない体制をとるものとする。なお、やむを得ない事情により、生活援助員を１名しか派遣できない場合は、受注者は生活援助員１名体制でも業務に支障をきたさないことを確認の上、入居者の在宅生活を支援するものとする。

２　緊急時の対応

　　　生活援助員は、シルバーハウジングの各戸に設置した緊急通報装置が作動したときは速やかに対応しなければならない。

　　　また、緊急通報対応業務の受託事業者から連絡のあったときは、生活援助員又は代替職員が対応しなければならない。

　３　生活援助員派遣費用負担金の徴収

　　　受注者は、生活援助員派遣費用負担金を入居者から毎月徴収し、福山市に納入するものとする。徴収金額は発注者から別途通知する。

　４　生活援助員の研修

　　　受注者は、業務に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を生活援助員に対して年１回以上実施するものとする。

５　事業報告

　　　受注者は、発注者の指定する様式により事業の実施状況を記録し、業務完了後速やかに発注者に報告するものとする。

第６　委託料の支払い

業務委託料は、前金払いの方法で四半期に分割し、受注者の請求により別表２のとおり支払うものとする。発注者は、請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。

第７　その他

本仕様書に定めのない事項や業務上の疑義又は変更が発生した場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。

別表１（第３関係）

深津市営住宅１号棟（３０戸）

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 | 部屋番号 |
| 福山市深津町二丁目２番１号 | １０６号室～１１１号室２０６号室～２１１号室３０６号室～３１１号室４０６号室～４１１号室５０６号室～５１１号室 |

深津市営住宅２号棟（３０戸）

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 | 部屋番号 |
| 福山市深津町二丁目２番２号 | １０７号室～１１２号室２０７号室～２１２号室３０７号室～３１２号室４０７号室～４１２号室５０７号室～５１２号室 |

別表２（第６関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 支払金額 |
| １回目（　　月　　日） | 円 |
| ２回目（　　月　　日） | 円 |
| ３回目（　　月　　日） | 円 |
| ４回目（　　月　　日） | 円 |